

令和 6 年第 3 回

君津市農業委員会議事録

令和 6 年 3 月 6 日（水）

令和6年第3回君津市農業委員会議事録

日 時 令和6年3月6日（水）午後2時00分から午後2時58分

場 所 君津市役所5階 小会議室

招集者 君津市農業委員会会長 鮎 川 正 幸

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第17号 令和5年度第10次農用地利用集積計画について

日程第6 議案第18号 令和5年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年3月）について

日程第7 議案第19号 令和6年度標準農作業賃金及び機械作業料金について

日程第8 報告第 1号から報告第 8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 9号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第10号から報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第15号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について

報告第16号から報告第17号 軽微な農地改良に係る届出について

出席委員（13名）

1番 内 海 孝 夫

2番 鮎 川 正 幸

3番 水 野 徳 子

4番 小笠原 武 男

5 番 笹 本 幸 恵
 8 番 溝 口 勝 美
 1 0 番 齊 藤 昇
 1 2 番 長谷川 貢
 1 4 番 石 井 和 美

7 番 神 子 純 一
 9 番 小 泉 春 水
 1 1 番 重 田 忠 男
 1 3 番 鈴 木 隆

欠席委員（1名）

6 番 宇 野 真 弘

出席した職員

事務局長	永 田	聡
事務局次長	永 嶋	一 環
会計年度任用職員	白 石	勇 一
上総事務所長	川 名	勲 裕
経済環境部農政課 企画調整係長	奥 倉	康

◎会長挨拶

会 長 皆さん、忙しい中、農業委員会への出席、御苦労さまです。

3月を迎え、これから春を迎え、農家が忙しくなる時期になっております。特に稲作をやっている方に関しては、1年に一度の忙しい時期がこれから始まるなというふうに皆さん考えておられると思いますけれども、それぞれ既に皆さんがいろいろ準備を始められていると思いますし、また実際にもう作業を始めている方もたくさんいらっしゃるんじゃないかと思います。いい秋を迎えるためにも、着実な作業を進めていただきたいなというふうに思います。

地域計画のアンケートについても回収が進んでいるというふうに今お聞きしました。まだ回収がこれからまだ残っているというところもあるそうですので、ぜひそういう地域は回収率が上がるように、皆さん働きかけ、何かの会合がありましたら、ぜひそこでアンケートに回答していただくようお願いしてほしいなというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、会議のほうをお願いします。

◎諸般の報告

会 長 それでは、2月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

2月7日、君津市認定農業者協議会通常総会が君津市役所6階、防災対策室において開催され、私が出席いたしました。

2月15日、令和6年第1回君津市議会定例会が君津市議会議事堂において開催され、私が出席いたしました。

2月20日、令和5年度千葉県女性農業委員の会全体会議が千葉市のホテルプラザ菜の花で開催され、水野会長職務代理者、笹本委員、黒川推進委員と事務局職員が出席いたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和6

年第3回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議長 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議長 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

5番、笹本幸恵委員、7番、神子純一委員の2名をお願いいたします。

◎議案第1号ないし議案第15号

議長 長 日程第3、議案第1号ないし第15号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条許可申請について説明させていただきます。

議案第1号、議案第2号につきましては譲受人が同一のため、一括して説明をさせていただきます。

譲受人は、農地所有適格法人として令和2年に設立され、これまで水稻を中心に農業経営を行ってきている法人です。

議案第1号は、中島地先の田1筆、面積971平米を、議案第2号は、糠田地先の田1筆、面積1,198平方メートルを売買により所有権移転するものです。面積合計は2,169平方メートルとなります。

申請理由といたしまして、譲渡人はいずれも農業をする後継者がいないため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は農地所有適格法人として経営を行っており、毎年提出する報告書も適時に提出され、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認をしております。現在、6万5,903平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、

田植機、コンバイン、軽トラックを所有しております。

役員の農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等について問題ないと思われ
ます。

次に、議案第3号について説明いたします。

糠田地先の田2筆、面積1,087平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続したが耕作できず、維持管理が難しいため、譲受人は農業
に新規参入するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は今回申請の農地に隣接する住宅に既に県外から移住し
ておりまして、農業を始めたいということでございます。新規参入ではありますけれども、
県外にある譲受人の実家は農家で10年ほど農作業を手伝った経験があり、農機具は現在、草
刈り機を所有し、耕運機を購入予定としております。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第4号について説明いたします。

市宿地先の田1筆、面積454平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は農業に新規参入するた
めです。

許可基準といたしまして、譲受人は新規参入となりますが、これまで当該農地を利用して
耕作を行ってきており、自家製のパンなどに利用しているということでございます。農機具
は、管理機、軽トラックを所有しておりまして、収穫時、コンバイン、脱穀機については、
収穫のときに近隣の農家から借り受ける予定となっております。

農作業従事日数は150日を超える見込みであり、資格等については問題ないと思われます。

議案第5号について説明いたします。

俵田地先の田4筆、面積141.75平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は居住地から遠方にある農地のため、譲受人は農業経営
の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在1万1,061.75平方メートルの農地を経営しており
まして、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、乾燥機、もみすり機を所
有しております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思います。

議案第6号について説明をいたします。

向郷地先の田 1 筆、面積178平方メートルを無償により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続により取得したが農業を行っていないため、譲受人は耕作面積を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在2,777.23平方メートルの農地を経営しておりまして、農機具は、トラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有をしております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第 7 号について説明いたします。

広岡地先の畑 1 筆、面積172平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続により取得したが遠方に居住しており、耕作、維持管理が行えないため、譲受人は隣接地に居住しており、耕作面積を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在3,633平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、田植機、軽トラック、草刈り機を所有をしております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第 8 号について説明いたします。

大戸見地先の畑 1 筆、373平方メートルを無償により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は市外に居住し耕作ができないため、譲受人は住居裏の農地で耕作管理が容易であり、経営面積を拡大できるためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在2,285平方メートルの農地を経営しており、農機具は、耕運機、バックホー、軽トラック、草刈り機を所有をしております。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われます。

議案第 9 号について説明をいたします。

大中地先の田 3 筆、面積993平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は耕作できないため、譲受人は農業経営の規模を拡大し、観賞用苗木を栽培するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在2,475平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、普通トラック、軽トラック、草刈り機、バックホー、散水車を所有をしております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

続きまして、議案第 10 号について説明をいたします。

折木沢地先の畑 1 筆、面積67平方メートルを譲渡により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は相続したが農業経営ができないため、譲受人は隣接地と一括して耕作管理するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在7,222.23平方メートルの農地を経営しており、農機具は、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機、軽トラック、草刈り機を所有をしております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、問題ないと思われます。

次に、議案第11号から議案第13号につきましては、譲受人が同一のため一括して説明をいたします。

譲受人は、平成14年設立の一般法人で、経営規模を拡大するため農業に新規参入し、いずれも折木沢地先の農地を賃貸借して、ブルーベリーの栽培を行おうとする申請です。

議案第11号は、折木沢地先の畑2筆、面積2,158平方メートルを、議案第12号は、同じく折木沢地先の畑1筆、面積677平方メートルを、議案第13号は、やはり折木沢地先の畑1筆、1,780平方メートルを賃貸借するものです。合計面積は4,615平方メートルとなります。

申請理由として、譲渡人は農地の維持管理が大変なため、譲受人は農業に新規参入し経営規模を拡大したいためです。

許可基準といたしまして、一般法人が農地の賃貸借権を取得するための要件は、定款に農業経営関係の事業を行う記載があること、解除条件付賃貸借契約を締結すること、役員の1人以上が農業に常時従事すること、または農園長等、農業経営に責任を持つ者が常時従事すること、地域における適正な役割分担と継続的、安定的に農業経営を行うことの5点であり、それぞれ満たす見込みであることを確認をしております。農機具は、運搬車、運搬用一輪車、草刈り機を購入し、自走式耕運機はリースを予定をしているとのことでした。

栽培技術につきましては、農園長が2年間ブルーベリー栽培を経験しており、実績のある複数の農園からサポートが得られるということでございます。資格等については問題ないと思われます。

議案第14号について説明をいたします。

本議案の譲受人は、議案第9号の譲受人と同一となります。

川俣旧川俣地先の田1筆、面積439平米と豊田旧野中地先の田3筆、面積929平方メートルの合計田4筆、1,368平方メートルを売買により所有権移転するものです。

譲渡人は耕作ができないため、譲受人は農業経営の規模を拡大し、観賞用苗木を栽培する

ためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在2,475平方メートルの農地を経営しており、農機具はトラクター、普通トラック、軽トラック、草刈り機、バックホー、散水車を所有をしております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

次に、議案第15号について説明をいたします。

川俣旧押込地先の田1筆、面積281平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作ができないため、譲受人は自作農地に隣接しており、農業経営の規模を拡大するためです。

許可基準といたしまして、譲受人は現在2,340平方メートルの農地を経営しており、農機具は、トラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有をしております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われます。

以上、3条の許可申請について説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第1号ないし3号について、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 議案第1号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりです。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

現場は、山中齒科の東方向300メートル付近に位置する田んぼであり、2月27日、代理人立会いによる現地の立会いをしました。譲受人は田んぼとして維持していくので、特に問題ないと思います。よろしく御審議ください。

次に、議案第3号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりです。

申請場所は、別冊3ページを御覧ください。

申請場所は、JA経済センターの東方約600メートル付近に位置する田んぼであり、2月22日、代理人立会いによる現地の確認をしました。譲受人が維持管理していくもので、特に問題ないと思いますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 続きまして、議案第4号について、8番、溝口委員からお願いします。

溝口委員 8番の溝口です。

議案第4号について説明します。

内容については、先ほどの事務局の説明のとおりでございます。

場所は、別冊の4ページですね。

小糸川と集落のある六社神社というところのちょうど中間点が申請場所でございます。

譲受人は、6年前、農業体験ということで当地域に来まして、田植、田植後の草取り、稲刈り、収穫祭とか、いろんなことをやって、ここの場所が非常に気に入ったということで、ぜひここに住みたいということで、4年前に宅地を購入しまして、去年建物が完成したというところなんです。譲受人は当初来たときから、私どもがやっている環境保全会のメンバーにありまして、日曜日、土曜日には草刈りに積極的に参加してくれている方です。

譲渡人は、ここの場所は当地区の人じゃなくて地区外の方が持っていて、なかなか管理ができないということで、3年前に亡くなって相続をして、今回2名の方が所有になったということで、当初から富津と木更津に住んでいる方で、とても管理できないということで、いい方がいたらぜひ譲りたいということで、当環境保全のほうにもひとつ探してくれということで言われていた方です。

今回、譲受人が2年前からここの場所で小麦を栽培して、小麦でパンを焼いて、いろんなイベントのときにパンを出していたということで、ぜひ私が買いたいということで、とんとん拍子で決まったような状況です。そんなようなことで、譲受人は農業に非常に興味があり、先ほども話したとおり150日以上従事している方であって、管理機、草刈り機、軽トラ、あとコンバイン等は、隣の人がやっている人がいつも刈っていました。そういうことで、問題はないと思われます。よろしく御審議のほどお願いします。

議長 続きまして、議案第5号について、11番、重田委員からお願いします。

重田委員 11番の重田です。

議案第5号について説明します。

詳細は、ただいま事務局より説明されたとおりです。

現地説明は、別冊の5ページをお開きいただきたいと思います。

410号線久留里方面から馬來田方面に向かい、俵田の信号2本目を右に曲がり、約300メートル先の左側です。

現地確認は、2月25日に譲受人と現地確認、申請内容について確認いたしました。

譲受人は農業経営を拡大したいため、譲渡人は遠方の農地のためということになっております。譲受人は、許可基準として、農機具、トラクター１台、田植機１台、コンバイン１台、軽トラック１台、乾燥機１台、もみすり機１台を所有しており、所有権移転に特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第６号について、12番、長谷川委員からお願いします。

長谷川委員 長谷川です。

では、議案第６号ということで、所在地は６ページを御覧ください。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

国道410号線の交差点を木更津方面から来まして、左折しまして、前田鐵鋼建設を右折した大宮神社のすぐそばにあります。

面積が178平米ということで少ないんですけども、現地のほうは２月２４日、代理人と現地確認を行いました。

譲渡人は相続をしたが耕作ができないということで、手放されるということで、これは無償ということです。

現地のほうは耕作せず荒れ地になっていましたが、草刈りがしてあって耕起できるようにはなっていました。譲受人は、すぐ近くにこちらで耕作しており、無償の提供により作物、野菜等を栽培したいというようなことです。土地改良等ももともと入っておる方ですので、用水路のほうの草刈り等にも積極的に参加しているとのことでしたので、不可の要件に当たるものはないと思われますので、どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、議案第７号ないし第９号について、13番、鈴木委員からお願いします。

鈴木委員 13番、鈴木でございます。

議案番号第７番について御説明いたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

申請地ですが、別冊の７ページをお開き願います。

J R上総松丘駅から国道410号を地図の上のほう、木更津方面のほうに700メートルほど行ったところの右側の高台が申請地となります。

２月２６日、午後１時に代理人と現地の調査確認を行いました。現況は、植木と季節の野菜が少し植えてあり、畑として管理されております。

譲渡人は、相続によりこの土地を取得しましたが、県外に居住しており耕作もできないので、隣に住んでいる譲受人に管理を頼んでいましたが、この際、所有権を移転したいという

ことでございます。譲受人は隣接地に居住しており、長い間この土地を管理、利用してきましたが、譲渡人の希望により、また耕作面積を拡大するため取得するとのことでございます。特に問題もないと思われますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

次に、議案番号第8番について御説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

申請地は、別冊の8ページを御覧いただきたいと思います。

地図の左上、国道410号とありますけれども、その右側の四角い印が松丘郵便局でございます。ここから国道410号を右の方向に1キロメートルほど行ったところに稲荷神社というのがございます。その稲荷神社の右側が申請地でございます。

2月26日に代理人と現地にて申請地の聞き取り及び調査確認を行いました。

申請地は畑です。ブルーベリー、ミカン、シイタケの栽培が行われておりました。譲渡人は、相続によりこの土地を取得しましたが、遠方に生活拠点があり、長い間、畑の管理を隣接地に居住している譲受人に頼んでいましたが、この際、無償にて所有権を移転することとであります。

譲受人は、居住地裏の土地で今まで耕作しており管理が容易なこと、耕作面積の拡大にもなるため譲り受けることにしたとのことでございます。特に問題もないと思われますので、よろしく御審議をお願いします。

続いて、議案番号第9号について御説明いたします。

申請内容の詳細は、事務局の説明のとおりでございます。

申請地は、別冊の9ページを御覧ください。

地図の利根とある下のほうに、県道24号千葉鴨川線の名殿の信号というのがあります。その信号から地図の下の方、鴨川方面に800メートルほど行ったところを左折して利根部落に入ります。亀山ダム方面に向かう市道を300メートルほど行った高水橋の手前の右側が申請地であります。

申請地は田んぼで耕作を委託しておりましたが、今年から耕作はできないと返還されたため、売却することにしたとのこととです。

2月26日午前11時に代理人と現地を調査確認したところ、申請は3筆となっておりますが、現況は1枚の田んぼとなっております。

譲渡人は耕作できないので、隣接地でヤシの栽培を計画している譲受人に売却することとあります。

譲受人は令和5年11月の総会で申請した農地の隣接地であり、作業の一体化を考慮し、またこの地域でヤシの栽培を拡大していくため購入するとのこと。営農計画もしっかりしており、問題はないと思います。よろしく御審議お願いいたします。

議長 続きまして、議案第10号ないし第15号について、14番、石井委員からお願いします。

石井委員 石井です。

それでは、議案番号10番について御説明いたします。

折木沢地先の畑ですが、2月26日、代理人と同行いたしました。現地につきましては、国道465を大多喜方面に向かって亀山自動車がありますけれども、亀山自動車から100メートルぐらい大多喜方面に行ったところを右に入っていて、100メートルぐらいの地区であります。

これは兄弟間の無償提供ということで、譲受人のほうは地元にて、譲渡人のほうは相続したが農業ができないということで、譲受人の自宅の近くということで、何ら問題はないかと思われま。

それと次に、議案11号、折木沢地先、これも先ほどの別冊の地図のほう、国道465を大多喜に向かいまして、亀山自動車の手前を、はす向かいになるんですけれども、その上場所となります。

この11号、12号、13号、同じ譲受人となっております、こちらのほう事務局から説明ありましておりブルーベリー栽培ということで、隣地同志になっております。それぞれ11号については、高齢のためにもう手放したいとか、貸したいということで賃貸になっております。

12号についても農地の管理維持が大変なところということです。

また、13号の方も農地の大変な管理ができないということで、実はここは畑になっていましたけれども、実際につくっていたのは田んぼだったということになっていまして、4年前、この地区、折木沢農事組合というのが解散されまして、水が上がらないということで、畑みたいにしていたんですけれども、きれいに草刈り等を行っておりまして、その地区による排水とか、他のことについての問題はないかと思われま。

次に、議案番号14号につきましては、住所が川俣地先と豊田地先になっておりますけれども、これは道を挟んで反対側ということで同じところになりまして、譲渡人は耕作ができないということで、譲受人につきましては、先ほども説明が事務局からありましたように観

賞用の苗木を植えていくということで、先ほど9号議案でありましたのと同じ方の譲り受けということになるかと思います。そこについても田んぼをつくってございましたけれども、ここは天水でつくっているところでありまして、その辺の何ですか、用水等のことについては一切問題はないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案番号15番につきまして、これは川俣地先ということになりまして、ここも2月26日、代理人と同行で現地に行きました。この場所について、現地につきましては、前にもちょっと申請がありましたけれども、亀山ダムの真ん中の島のところでありまして、亀山湖カントリーの入り口になりますけれども、橋と橋で結ばれた島のところになりまして、譲渡人は耕作がもうできないよということで、有償で譲受人がいただくということです。

譲受人については、自作農地の隣接でありまして、何ら問題はないなど。ここで野菜とか何かをつくって、またやりたいということでありました。そういうことで、何ら問題はないかなと思います。

先ほどちょっと議案11号、現地視察、代理人と2月27日に行っております。11号から13号については、2月27日に代理人と同行で現地を見にっておりますので、よろしくお願いいたします。前後しちゃいましたけれども、何ら問題があるとは思わないので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第５号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第６号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第７号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第８号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第９号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１０号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１１号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 長 ありがとうございます。

举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１２号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 長 ありがとうございます。

举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１３号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 長 ありがとうございます。

举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１４号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 長 ありがとうございます。

举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第１５号について、原案のとおり許可することに賛成の方は举手願います。

(举手全員)

議長 長 ありがとうございます。

举手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第１６号

議長 長 日程第４、議案第１６号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題いたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第 16 号について御説明いたします。

議案書の 6 ページを御覧ください。

戸崎地先の畑 1 筆、面積 633 平方メートルのうち、332 平方メートルを専用住宅へ転用します。

申請地は土地計画区域外で、農地区分は第 1 種農地相当となります。本来、第 1 種農地では転用が認められませんが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の住宅、その他申請に係る土地周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに限り認められるものです。

譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人は親である譲渡人と同居する目的で専用住宅を計画しています。農地造成は行わず、整地のみ行います。用水は市営水道を引き込み、汚水雑排水は合併浄化槽により処理後、市道側溝に排水します。工事に当たっては、周辺住民に迷惑をかけないよう最大限注意いたします。周辺農地への土砂流出がないよう留意いたします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第 16 号について、11 番、重田委員からお願いします。

重田委員 11 番の重田です。

議案第 16 号について説明いたします。

詳細はただいま事務局より説明があったとおりです。

現地の説明は、別冊の最後のページを開いていただきたいと思います。

県道長浦上総線木更津方面から久留里方面に向かい、戸崎の信号を右に曲がり、3 番目のところを右に曲がった左です。

現地確認は、2 月 26 日に譲渡人と確認。

申請地は畑でした。隣地の確認はしてあり、譲渡人と譲受人との関係は親子ですので、賃借権の転用に特に問題ないと思われますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第 17 号

議長 日程第 5、議案第 17 号 令和 5 年度第 10 次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、本議案につきましては、1 番、内海孝夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 号の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いいたします。

(1 番 内海孝夫委員 退室)

議長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第 17 号について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、令和 5 年度第 10 次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業委員会に御審議をお願いするものでございます。

お手元の資料 8 ページを御覧ください。

まず、利用権設定につきましては、君津地区 18 件、42 筆、6 万 3,847 平方メートル、小糸地区 1 件、1 筆、1,133 平方メートル、清和地区 1 件、2 筆、2,211 平方メートル、小櫃地区 3 件、8 筆、8,717 平方メートル、上総地区 1 件、2 筆、806 平方メートル、合計しまして 24 件、55 筆、7 万 6,714 平方メートル。

次に、所有権移転でございますが、小櫃地区 3 件、5 筆、6,125 平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書 9 ページから 24 ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、令和 5 年 4 月 1 日より前の旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第 17 号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

笹本委員。

笹本委員 5番、笹本です。

7号かな。譲受人の方は畑にすると書いてありますが、この方の畑の面積、全部畑になっているんですけども、1町5反歩ぐらいあるんですけども、何を耕作するのか分かりますか。ごめんなさい、もっと上にあった。いいのか、7で。

(「何ページですか」と呼ぶ者あり)

笹本委員 16ページですね。全部で1町5反ぐらいの面積が全部畑になっているんですけども、それだけやるってことは何かやるんじゃないかなと。

水野委員 水野ですけども、よろしいですか。

この方、多分認定農業者で。

笹本委員 うん。知っています。

水野委員 小糸在来じゃないんですか。

笹本委員 小糸在来。

水野委員 じゃないの。

議 長 豆だな。うん、多分。

笹本委員 全部小糸在来。

議 長 だと思うよ。

笹本委員 何人でやっているんですかね。

議 長 基本的には1人だと思うけれども、手伝い程度頼んでいるかもしれない。

笹本委員 じゃ、全部大豆なのかな。

議 長 でも、ここ田んぼ……

笹本委員 今まで田んぼだった……

議 長 地目は田んぼだよ。

笹本委員 田んぼだったところだから、どうなのかなと思ったんですけども。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 お答えします。

借り受ける時点では、この16ページの番号7番の受け人の方は、大豆をやるということで聞いております。

笹本委員 じゃ、全部大豆っていうことですよ。ほかにもありますよね、何個かね。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 ほかにありまして、農地の状態を見て、ここで大豆ができるという判断をして、借り受けたいということで申請をいただいております。

笹本委員 なるほど。分かりました。ありがとうございました。

水野委員 すみません、私が言っちゃって申し訳ない。

議 長 多分そうだよね。大々的にやっている人だから、大豆。

ほかに何か御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議 長 それでは、質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第17号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

1番、内海孝夫委員の入室を認めます。

(1番 内海孝夫委員 入室)

◎議案第18号

議 長 日程第6、議案第18号 令和5年度農用地利用集積等促進計画案（令和6年3月）
についてを議題といたします。

なお、本議案につきましては、10番、齊藤昇委員が関係する事案が含まれておりますので、
農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議
開始から終了まで退室をお願いいたします。

(10番 齊藤 昇委員 退室)

議 長 それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 議案第18号について御説明いたします。

このたび農地中間管理機構から市に対し、農用地利用集積等促進計画の案を作成し、提出
するよう求めがありましたので、市で作成しました令和5年度農用地利用集積等促進計画案
（令和6年3月分）について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に
より、農業委員会に御意見を願うものがございます。

お手元の資料、議案書26ページを御覧ください。

促進計画案の件数及び契約面積については、君津地区2件、田3筆、1,760平方メー
トル、小櫃地区6件、田31筆、3万6,441平方メートル、合計しまして8件、田34筆、3万
8,201平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、議案書27ページから31ページのとおりでございます。

今回の農用地集積等促進計画案でございますが、市では、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第18号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見ございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第18号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

10番、齊藤昇委員の入室を認めます。

(10番 齊藤 昇委員 入室)

◎議案第19号

議長 日程第7、議案第19号 令和6年度標準農作業賃金及び機械作業料金についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

永瀧次長 議案第19号の令和6年度標準農作業賃金及び機械作業料について御説明します。

議案書の32ページ及び33ページを御覧ください。

農業経営に必要な労力を確保するために目安となる標準農作業賃金及び機械作業料金を設定することは、農作業受委託を円滑に推進する上で必要かつ重要であります。

内容につきましては、千葉県農業会議が把握しているデータを基に作成しております。こちらは、毎回広報きみつ等において掲載して、市内の農家の方にお知らせをしているものになります。

金額については、32ページ、令和6年度標準農作業賃金及び機械作業料金についての記載のとおりとなります。令和5年度と比較して、33ページの費用別内訳金額の全ての項目が値上げ傾向により上昇しております。議案書のとおりの事務局案を提示いたしますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 長 ただいまの事務局の説明について質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

溝口委員。

溝口委員 溝口です。

この金額なんですけれども、君津と富津の間の方が、この前ＪＡの会議で、金額が多少違うと。どういう基準でやっているんだということで、ＪＡのほうにクレームが来たんですけれども、富津と君津はほとんど同じでしょうか。

永嶋次長 作業料金云々、これにつきましては、君津市と富津市それぞれ独自に設定しているものです。君津市の場合は、先ほど御説明したとおり千葉県農業会議の示された参考的なものがありますので、こちらをほぼそのまま掲載している状況です。富津市におかれては、富津市の地域との状況等、地域との相談の上決まっているというところしかないので、君津市と富津市においての相談というのはいない。このことから差が生じたと考えられます。

以上です。

議長 長 ほかに御質問、御意見ございますか。

(発言する者なし)

議長 長 それでは、質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第１９号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎報告第１号ないし報告第１７号

議長 長 日程第８、報告第１号ないし第８号 農地法第３条の３第１項の規定による届出について、報告第９号 農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、報告第１０号ないし第１４号 農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、報告第１５号 農地法施行規則第２９条第１号の規定による届出について、報告第１６号ないし第１７号 軽微な農地改良に係る届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第１号ないし報告第１７号について質問、意見等がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし第17号を終わります。

◎閉 会

議長 これをもちまして、令和6年第3回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

なお、次回の令和6年第4回農業委員会総会は、令和6年4月5日金曜日、市役所6階防災対策室にて開催する予定ですので、よろしくお願いします。

(午後2時58分)